

第141回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和5年（2023年）12月18日（月） 午前10時00分から午前11時38分まで
開催場所	八王子市役所 事務棟8階 801会議室
出席者氏名 （審議会）	橋本 基弘会長、宮内 宏副会長、大内 篤子委員、加藤 隆之委員、 臺丸谷 昇委員、竹澤 勉委員、福島 良樹委員、堀 麦枝委員、 山本 法史委員
出席者氏名 （事務局）	市川厚夫公文書管理課課長、越智博明同課主査、島林和哉同課主任
欠席者氏名	石井 修一委員、坂本 佳子委員、瀧田 良樹委員、村上 康二郎委員、 文 景令委員
議 題	<p>（1）報告事項</p> <p>ア 個人情報ファイル簿の作成及び公表について（情報更新）</p> <p>イ 令和4年度（2022年度）情報公開・個人情報保護制度の運用状況について</p> <p>ウ 公文書公開請求に対する存否応答拒否について</p> <p>エ 防犯カメラ等の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八王子市保健所跡地暫定広場への防犯カメラ設置について</li> <li>・八王子市立保育園への保育園用カメラの設置について</li> <li>・八王子市立保育園（指定管理園）への保育園用カメラの設置について</li> </ul> <p>（2）その他</p> <p>ア 職員研修の実施状況について</p> <p>イ 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し規定に基づく検討について</p> <p>ウ 次回の日程について</p>
公開・非公開 の別	公開。 ただし、（1）報告事項ウ、エ は非公開。
傍聴者の数	なし

配布資料	1 第141回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会 次第 2 報告事項の資料 3 その他の資料
------	---

【橋本会長】 皆さん、おはようございます。お忙しい中を御参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまから第141回の八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

本日は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員から欠席の御連絡をいただいておりますので、今のところ、8名で定足数を満たしておりますので、この会議は適法に成立しております。

審議会は、原則公開となっておりますが、報告事項、ウ、エでございますが、存否応答拒否と防犯カメラですかね、これについては、附属機関及び懇談会等に関する指針によりまして、非公開事項と定められている行政運営に関する案件でございますので、非公開といたします。なお、これらの案件を除き、もし申請がありましたら傍聴を許可したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして、議事を行ってまいります。

実は、議事に移る前に、対面で初めてお目にかかるという方がほとんどでございますので、簡単に自己紹介をお願いすることになっておりますけれども、よろしいでしょうか。このタイミングではどうかという感じもいたしますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、私から自己紹介させていただきます。会長を仰せつかっております橋本でございます。よろしく願いいたします。

もう随分と任期が長くなってまいりましたけれども、これまでは八王子の中央大学に勤務しておりますので、そこは住居も近いものですから、八王子市役所に伺うのは全く何の苦労もなかったところでございますけれども、実は4月から勤務地が茗荷谷の方に移ってしまいまして、慣れない通勤に苦しめられた半年間でございました。

八王子市役所に来るのが何と楽なのかと改めて思った次第でございますけれども、ふつつかではございますが、会長として運営を行ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、宮内副会長お願いします。

**【宮内副会長】** 副会長を仰せつかっております宮内でございます。弁護士をやっている、事務所は溜池山王の辺りで、ちょっとここまで来るのは遠いのですけれども、いわゆる逆方向なので、電車が空いていて、ある意味では快適です。

私は、PIA、特定個人情報保護評価の分科会座長も務めておりますので、そちらの案件がありましたときには、私の方で取りまとめてこちらに報告する、そういう仕組みになっております。

私も、結構、長いですが、もう8年か9年、多分、やっていると思うのですけれども、いたずらに年を重ねてきたという感じもしますが、過去の件については少しは知っているところもありますので、そういうところもよろしくお願いします。

**【橋本会長】** よろしくお願いします。

それでは、〇〇委員、お願いします。

**【〇〇委員】** 市民委員の〇〇と申します。私は、以前、東京都の職員として働いておりましたが、少し早めに退職しまして、この市民委員に応募しました。もう既に市民委員になってから1年半ということで、あっという間に過ぎてしまったなという感じがします。

今後とも、いろいろとお力をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

**【〇〇委員】** 〇〇委員と同様にですね、私も市民委員としてやっております。

去年9月に会社を退職しまして、何かしようかなといろいろ思っているのですけれども、まだあまり何もしていない状態で1年が過ぎたと思います。どうぞよろしくお願いします。

**【橋本会長】** よろしくお願いします。

**【〇〇委員】** おはようございます。私は団体推薦ということで、連合という労働組合とか、労働者の代表という組織の一員として参加させていただいています。

私自身はJVCケンウッドという会社の労働組合の役員として勤務しております。職場が北八王子駅の近くにあり、そういった関係で、この地域、それも連合の組織代表者としてそちらの方にも出席させていただいて、昨年の6月に役員の交代の関係でこちらに参加させていただいています。

特段すごく詳しいということではないので、参加させていただいたときには、会長などの話を聞いて、極力、勉強させていただいているというところではありますが、よろしく

お願いします。

【橋本会長】 よろしくをお願いします。

【〇〇委員】 社会保険労務士をしております〇〇でございます。私も団体推薦で、八王子商工会議所よりこちらに出向させていただいております。皆様と違いますのは、私は大体10分、自宅までかかりませんから、毎朝、日吉町の交差点で年末警戒が始まりましたので、立っていますので、ぜひ皆さん交通事故に気をつけていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【橋本会長】 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

では、〇〇委員、よろしくをお願いします。

【〇〇委員】 〇〇と申します。私は東京弁護士会多摩支部からの推薦ということで、〇〇委員と私と、弁護士会から二人、任期がまた二人いっぺんに変わらないようにという事ですけれども、弁護士会のルールで3年ルールというのがありますので、多分、今期で最後かと思えますけれども、どうぞよろしくをお願いします

【橋本会長】 よろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇と申します。

私も人権擁護委員という組織の中から、推薦というか、そこから一人出ることになっているのですね。それで、61歳から、3年1期ですので、ちょうど来年の10月で任期が切れて、今、76歳です。一番年なのかな。そういう感じで、もう来年どうなるか分かりませんが、頑張っていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

【橋本会長】 それでは、事務局の方の自己紹介をお願いいたします。

【市川課長】 事務局を担当しております、公文書管理課長の市川と申します。

よろしくをお願いします。

【越智主査】 事務局の担当の主査の越智です。よろしくお願いいたします。

【島林主任】 主任の島林です。よろしくお願いいたします。

【橋本会長】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項に移りたいと思えます。

今回の議題でございますけれども、報告事項とその他ということになっておりますけれども、報告事項が四つございます。

最初の、個人情報保護ファイル簿の作成及び公表について、これを扱いたいと思えますので、事務局から、まず、御説明をお願いいたします。

【越智主査】 それでは、事務局から報告させていただきます。

報告事項、ア、個人情報ファイル簿の作成及び公表についてになります。

説明に先立ち、全体の事務的な部分について説明とお願いがございます。

まず、会議録についてです。皆様の発言を全て録音いたしまして、録音データを基に会議録を作成します。録音データを確認する関係から、御発言の際はお名前を名のられた上、発言をお願いいたします。

また、お手元の封筒がございますが、こちら源泉徴収票が入っておりますので、お名前を後ほど御確認いただければと思います。

それでは、本題の方に移らせていただきます。

個人情報ファイル簿についてです。前回の審議会の際に、パンフレットをお送りしております。こちらを併せて御参照いただきながら御説明をさせていただきたいと思っております。もしお手元がない方がいらっしゃいましたら、残部の用意がございますので、お申し付けいただければと思います。

こちらを前回の6月の審議会の際に皆様に送らせていただいております。

2種類ありまして、白地の全36ページの方が個人情報保護法の基本的な内容や法改正のポイントを説明したパンフレットになります。こちらを主に参照して御説明をさせていただきます。こちらの29ページを御覧ください。

こちらが、これから御報告させていただく個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する記載があるページになります。

法75条に基づき、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務づけられています。

個人情報ファイル簿というのは、個人情報の存在及び概要を明らかにするために一定の事項を記載した帳簿のことを指します。

この公表の対象外となる個人情報ファイルは、右ページ、30ページの下のオレンジ色の囲み、こちらに記載のあるものは公表対象外とされています。

また、めくっていただいて、31ページ。こちらが実際に公表する個人情報ファイル簿の作成イメージになります。

本市のホームページでは、法上義務づけられている、1,000人以上を対象とする個人情報ファイル簿を公表しています。本日は大部にわたりますので、件名一覧の形で資料配付をしております。

報告事項、ア、資料1という資料を御覧ください。こちらが、実際に本市ホームペー

ジで公表している個人情報ファイル簿の件名一覧になります。

No. 34から始まっているかと思いますが、No. 33までは前回の審議会で報告をさせていただいたもの、それ以降に公表したものを差分という形で、今回、お配りしております。

また、加えまして、本市では、法改正による個人情報保護の後退につながらないようということで、対象外となる1,000人に満たない個人情報ファイル簿についても作成をしています。こちらも件名一覧の形で、報告事項資料1-2という形でお配りしております。こちらは対象者の人数が1,000人に満たないもの、その個人情報ファイル簿を一覧の形にしております。

また、今後の審議会でも、随時、差分があった場合には、このように個人情報ファイル簿の公表について報告をさせていただく予定としております。

事務局からは、以上になります。

**【橋本会長】** はい、ありがとうございました。

個人情報ファイル簿につきまして、何か、御質問等はございませんでしょうか。

**【宮内副会長】** 今日はもちろんこのリストで、ということですがけれども、これはホームページを見ると、内容は全部見られると思ってよろしいのですか。

**【越智主査】** はい、そうです。先ほどお伝えした31ページのような個人情報ファイル簿を、個表として一つずつ、件名一覧の1行ずつに1枚作っておりますので、それをホームページでどなたでも見られる状態になっております。

**【橋本会長】** はい、分かりました。ありがとうございます。

記録人数での1,000人以上と、それから1,000人未満という形で、切り分けていただいているのですが、1,000人以上として報告を義務づけているもので最も大きなデータって、どれかというのは何か分かりますか。Webサイトを見れば、大体どれぐらいの人数の記録なのかというのは分かるのですか。

**【越智主査】** 実際の人数として、例えば何万人とか、それぞれ人数を出しているわけではないので、例えば大きい順に並べるとかということではできません。

例えば福祉部の介護保険などであれば、介護サービスを給付したり、介護保険料を徴収する方というのが含まれているので、自治体の住民の方の多くをカバーする情報になるかなと思います。

また、前回の審議会で既に公表している部分についても、住民全体に関わるものなど

もありますので、ものによっては差はあるかなと思います。

【橋本会長】 何か記録されている人数が分かるとリアリティが出るのかなとは思うのですけれども。分かりました。

これは、今後、そういう形で、それぞれの具体的な記録人数まで報告していただくということはあまり考えられないということですかね。

【越智主査】 どのような形で集計と公表を報告することができるかどうか、事務局でも収集方法を含めて検討させていただければと思います。

【橋本会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【〇〇委員】 対象外となる、オレンジ色の囲み9番の、本人の数が政令で定める数、1,000人に満たない個人情報ファイルという、この1行、もう少し具体的に教えていただきたいのですが、どういうことなのですか。

【越智主査】 国の方で、政令で、まず、1,000人という数字を定めています。そこ以上か、未満かを基準に分けています。その1,000人という内容なのですが、個人情報の集まりの対象の人数、例えば五人の情報を一つの事務として扱っていけば五人になりますし、それが2,000人であれば…という、個人情報の中に含まれる人の数を指しています。

それが大きいものについては、例えば漏えいなどがあると、権利利益の侵害のリスクが高いということで、国は、1,000人というボーダーを決め、1,000人以上のものについては公表しましょう、というルールをつくっているものになります。

【〇〇委員】 国として、1,000人なのですね。八王子市としてとか、そういうのではなくて。

【越智主査】 法として、そうですね。なので、自治体規模により、その1,000人の比重、比率というのは違うと思います。

【〇〇委員】 例えばね、ファイル簿の2ページ目にいろいろありますよね、個人情報のファイル簿のイメージというのが。例えば、この中に、身体障害者の手帳の交付とか、いろいろありますよね。

【越智主査】 はい。

【〇〇委員】 例えば、先ほどの交付を受けている人、受けていない人というのが分かるということですか。人数として。誰が受けている、受けていないというのは。

【越智主査】 誰が受けている、受けていないという情報は、一切載せません。

【〇〇委員】 人数だけが、例えば八王子市で720人いるとか、そういうのは分かるのですね。

【越智主査】 先ほどの御質問でもあったのですが、現状は1,000人以上か、下回るかを集計しているの、実人数を集計する仕組みではありません。これは八王子市に限らず、法の仕組みとして、実人数の集計を求めている制度ではありません。

【〇〇委員】 分かりました。何か、こういうのがあると情報開示されてしまうのではないかというね。

【宮内副会長】 宮内ですけど、よろしいですか。

少し補足しますと、法律に政令で定める人数以上だったら、と書いてあります。だから、政令に定める人数、ここに書いてあるのですね。その政令というのは、もちろん内閣で決めるものですから、それで政令で既に決まっているということです。

この個人情報ファイルの公表の中には、何人と具体的に書いていないのですね。

【越智主査】 そうです。

【宮内副会長】 それを書くところがないので、実際、先ほど橋本会長がおっしゃった、これが何人なんだというのは、これを見ても分からないので、どうしても聞きたかったら個別に聞くしかないということ。

【越智主査】 そうですね。ファイル簿の作成とは別に、収集時に人数を聞くという形しか、方法としてはないですね。

【宮内副会長】 だから、今の法制度の下では、人数を集計するということはやることになっていないという理解でよろしいですかね。

【越智主査】 そうです。

【宮内副会長】 1,000人以上であることは分かるという。

【越智主査】 はい。

【宮内副会長】 分かりました。ありがとうございます。

【橋本会長】 今、〇〇委員のおっしゃったことと関連するのですが、適用除外というのがある、当然、ここには出てこないという話ですね。どうしてもコントロールしようがない情報で。

【越智主査】 そうですね。

【橋本会長】 例えば実施機関の中で、これ適用除外になりますか、どうですかと、そういう相談はあるのですか。

【越智主査】 ありますね。頻繁にございます。

【橋本会長】 頻繁にあるのですね。

【越智主査】 あと、作成の方法自体の照会もよくありますね。

【橋本会長】 わかりました。よろしいでしょうか。こういった形で御報告を受けましたということでございますけれども。ありがとうございます。

それでは、次ですね。報告事項のイに移りたいと思います。

令和4年度（2022年度）情報公開・個人情報保護制度の運用状況についてでございます。これは資料2を御覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

では、事務局から御報告をお願いします。

【越智主査】 では、事務局から説明いたします。

こちらは、法改正以前から継続して行っている公表になります。情報公開・個人情報、それぞれの制度の運用状況ということで、前年度1年度の範囲で、情報公開・個人情報の公開請求、開示請求と、また、その対応について公表するものになります。

また、3段目については、本審議会で審議いただいた件数等を報告するものになります。こちら、八王子市の住民の方にお配りする広報に掲載しているフォーマットのとおり御報告をしております。広報と、本市のホームページ両方で、住民の方皆様に公表をしております。こちらは、法改正後は、法上の義務ではございませんが、従前どおり、本市では、法施行条例という形でこの公表を続けていっております。

年1回の頻度で報告をしております。

また、2ページ目以降をめぐっていただきますと、この情報公開制度、個人情報保護制度、それぞれの3か年の運用状況を数字として表示しております。

事務局からは、以上になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【宮内副会長】 1点だけ、宮内ですけれども、よろしいですか。この2ページ目のところの運用情報というところで、2020年、21年は市長部門と教育委員会部門しかないのですが、これが2022年はいっぱいあるのは、これはたまたまなのですか。

【越智主査】 そうですね。実際に請求があった実施機関のみ表示をしているので、例えば、個人情報の令和2年度には選挙管理委員会がありませんが、3年度には請求があったので、1行、表示をしているという形になります。

【宮内副会長】 確かに、この市長と教育委員会以外のところは件数も少ないので、あつ

たりなかつたりということですね。

【越智主査】 そうですね。

【宮内副会長】 分かりました。ありがとうございます。

【橋本会長】 いかがですか。

【〇〇委員】 〇〇です。2ページ目の、情報公開の運用状況の年度の推移というのを一覧で見られるようになってきていると思うのですが、令和4年度で言えば、請求件数、この前の年とかとそんなに変化がないと思うのですが、その隣の請求対象公文書数というのは結構違いがあったり、公開の数も結構違いがあると思うのです。これは、たまたまそういうことなのか、何か変わってとか、そういう変化はあったりしたのか。

【越智主査】 請求件数と請求対象公文書数の関係なのですが、1回請求をして、その請求の中で複数の公文書が該当する場合があります。請求書を1枚出して、1公文書が該当する場合もあれば、極端な話、10文書が該当する場合というのがあります。ここは一致するものではないという前提があります。令和2年度、3年度については、1請求で複数の対象文書があるものが多い請求があったということが分かるかなと思います。

【〇〇委員】 2ページ目、3ページ目のところなのですが、情報公開制度の方は、3年間とも審査請求がゼロになっているので、八王子市の情報公開については、結構、市民の方は、請求された方は満足してといますか、納得されているのかなと思うのですが、個人情報保護の方は、令和2年度でいえば、審査請求がそれぞれ複数入っていますので、ちょっとその辺は何か理由というか、あるのでしょうか。

【越智主査】 特別、この年度の特色というのはないのですが、個人情報の方は特に一人の方が、自分の情報を、自己情報開示請求をする制度なのですね。

それで、御自身の思い描いたものが出なかった場合とか、不開示にされた場合というのは審査請求につながるケースがあるので、情報公開制度とは、利用される趣旨が違うところが、審査請求の数としては違いが出ているかなと思います。

開示、不開示の基準は、毎年度とも同じ基準で対応しておりますので、請求者の方と請求事案の違いで審査請求が出る、出ないかの違いが出るのかなと思います。

【橋本会長】 例えば、後で、令和5年の文書存否応答拒否が出てきますけれども、文書存否応答拒否などというのは、個人情報のこのデータの中ではどこに入るものですか。不存在という形で入っているのですかね。

【越智主査】 この「不開示」のジャンルの中の「本人外情報等」の枠に入ります。

【橋本会長】 「等」が入っているのですね。これか、なるほどここに入るのですね。さっき〇〇委員がおっしゃったことなのですが、そうすると、情報公開についてはほとんど満足しているというか、そういうことなのですかね。八王子市は情報公開に積極的だと評価されているという話なので。

【越智主査】 そうですね。またはその要求を達成されない方が全て審査請求をするというわけではないので、別の方法や手続でその実施機関に直接要望を伝えるとか、そういったケースも想像されます。

審査請求自体が多くの皆様になじみのあるものでもないですし、簡便な手続、方法ということは目指していますが、なかなか時間もかかりますので。

【橋本会長】 分かりませんが、八王子市規模の自治体だったら、この審査請求の数は少ないのかなという気がするのですがね、そんなことはないのですかね。結構、少なく感じますよね。

【越智主査】 そうですね、

他市などもお聞きすると、住民規模からしたら多くはないかなと。

【橋本会長】 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項イ、令和4年度の運用状況についてはこのような形で御報告を頂戴したということで、次に進めさせていただきたいと思います。

次は、資料3であります。報告事項、公文書公開請求に対する存否応答拒否についての御報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

報告事項ウ「公文書公開請求に対する存否応答拒否について」は、八王子市情報公開条例第8条第1項により非公開

報告事項エ「防犯カメラ等の設置について」は、八王子市情報公開条例第8条第6項アにより非公開

【橋本会長】 それでは、報告事項は以上でございまして、続きまして、2、その他について、事務局の方からお願いいたします。

【越智主査】 では、事務局から説明いたします。

その他として、次第に、ア、イ、それぞれ表示をしております。

アの方は、情報公開の関連の話になります。これまで本審議会でも個人情報保護の議論

がウエイト的にも、件数的にも多かったかと思えます。一方で、情報公開も両輪としてある制度になりますので、本日は、毎年行っている全職員向けのeラーニング研修、こちらの内容と実施状況をお伝えする形にさせていただきます。

資料5としてお配りしております。基礎事務研修（情報公開）ということで、年度に1回、これまでも実施をしております。

こちらは全て、今、触れる時間がないので、概要になりますが、eラーニングの形式で、全職員向けに、現状、ちょうど今月1か月、実施中です。

開いて、2ページ目を御覧いただいて、研修項目として掲示をしています。

なかなか職員も研修を受ける時間がないので、Q&Aの形式で行っています。

まず、情報公開の制度としてQ1～5、情報公開の運用に関するもののうち、窓口対応についてQ6～9、公開の範囲に関するものとしてQ10～12から、毎年行っているので、昨年いただいた質問への回答ということで、Q13～15、全15問のような形で研修を行っています。

以降の内容は御覧のとおりになります。

3ページ以降が情報公開の制度について、7ページが実際の窓口で請求があった場合の運用方法などについてになります。

7ページ目のQ6ですね、情報公開について相談したいときということで、本市では情報公開・個人情報保護相談員2名を従来から常設しております。こちらは法改正後も同じ体制を維持しておりますので、職員だけでなく、市民の方も、常時、相談いただける体制を組んでおります。

事務局からは以上になります。

引き続いて、イの方も御説明をさせていただきます。

資料6が個人情報保護法の関係になります。

法で、3年ごとに法を見直すということが規定で定められています。

1ページ目、下のところですね。この法律は施行後3年ごとに、必要に応じて措置を講ずるとしています。

先日、改正があったばかりですが、もう早速、めくっていただいて、2ページ、スライド2ですね、今後のスケジュールとして示されています。これが国がホームページで公表している情報ですが、11月15日に、この方針、検討、公表が出ました。11月下旬から関係団体のヒアリングを行い、来年春頃に委員会の中間整理が公表される見込みです。

スライド、4ページ以降で、今後の検討の方向性として示されています。これはあくまで検討の方向性なので、こういう形になるかどうか、また、これだけで終わるかどうかということは不明ですが、こういったそれぞれの柱について、3年後に向けて検討を既に始めているということが示されています。

事務局からは以上になります。

**【橋本会長】** はい、ありがとうございました。

2点、その他として報告をいただきましたけれども、何かいかがでしょうか。

**【宮内副会長】** では、宮内ですけれども、このアの方ですね、資料5の、スライドだと6ページだけど、この紙だと4ページ、A1-3というところで、個人情報開示との違いがありますよと書いてあって、これはすごく大事な論点だと思うのですが、これ、表か何か描いた方がいいですよ。個人情報開示というのは何を対象とするものであって、誰ができるかというのを、文章で書いておくというのもいいのですが、表で見た方がより分かりやすいかなと思いました。ここは、多分、見た人が、なかなか分からないところではないかなというのをすごく思っているところです。

**【越智主査】** 多分、そうですね、二つの制度があるということ自体が、多分、常識ではないので。

**【宮内副会長】** 除外事項なんかも、いろいろ、それぞれ違ってくると思いますので、個人情報開示だと、他人の個人情報を取られているとか、そういうのが典型的な例ですよ。そういうのが1枚の表になっていると少し理解ができるかなというふうに思っています。よろしくをお願いします。

**【橋本会長】** ありがとうございます。いかがでしょうか。個人情報保護編もあるので、すか。

**【越智主査】** 個人情報保護編は、基礎事務としてではなくて、毎年、春に新人研修を行っています。新人が年100人程度入るのですが、その新人研修で個人情報保護は実施しています。あと、各事務所、地域事務所ですね、各事務所向けの個人情報保護、こちらは開示請求に特化した研修ですが、そちらは行っています。あと、夏場にインターンシップの受入れがあるのですが、その学生の方向けにも個人情報保護研修はしています。

**【橋本会長】** 受講をすると、受講証明書みたいなものが発行されるのですか。

**【越智主査】** そうですね。各組織で受講率が出るので、実施してくださいということで周知はしているものですね。

【橋本会長】 なるほど。

【市川課長】 eラーニングなので、個人に受けてくださいという通知が行って、受けている状況も所属長が全部確認できるようになっているので、自分のページに行けば、修了書が表示されます。

【橋本会長】 いかがでしょうか。

【宮内副会長】 では、もう1点。単なるコメントなのですが、この資料6の方のスライド、3ページに書いてある主な意見というところがありますよね。これの、何か三つに分かれている中の一番上のカテゴリーの最後の、集団訴訟についてというところがありますね。現在、個人情報の漏えいとか、そういうようなものについては、集団訴訟は事実上できないような形になっているのですね。

日本でも集団訴訟、例えば薬害とか、そういうのはできるのですが、この集団訴訟において、いわゆる慰謝料請求、これは対象外になっているということもありまして、事実上、個人情報の漏えい事案については、集団訴訟ができないような、そういうメカニズム、立てつけに、今の法律はなっています。

これができるようになると、多分、すごく影響が大きくて、通していかどうかということではなくて、例えばベネッセみたいな、2,000万人とか漏れたものが集団訴訟できるようになるとすごく大変なことになるので、これはすごく社会的に影響が大きいことなのですが、こういうところで議論されるというのはすごく大事なことだなというふうに思っています。私の個人的な感想としては、多分、できないだろうなという、そのような気持ちです。

以上、コメントです。

【橋本会長】 確かに難しいですね。ありがとうございました。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

これはヒアリングをやっているのですか、今。意見照会をやっているのですか。

【越智主査】 本市には、まだ来ていませんが、恐らく民間団体を含めた関係団体だと思います。

【橋本会長】 順次、実施ということなのですね。何か御意見がありましたら、またその機会に表明していただければというふうに思います。ありがとうございました。

その他ということで、あらかじめ伺っておりましたのは今の2件でございますけれども、あとはよろしいでしょうか。

【越智主査】 次回の日程について、現状、まだ特定の日程設定ではないですが、例年どおり、半年ごとということ、次回、6月中、下旬を想定しております。また改めて日程調整はさせていただきます。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。来年6月とか、その辺は全然分からないので、大体そこら辺でということだけ、今日、お知らせをしておきたいと思います。

これ、任期はいつまででしたか、我々の。6月でしたっけ。

【越智主査】 はい。6月30日までです。

【橋本会長】 それまでにやらないと。

【越智主査】 あっという間な感覚もあるのですが、次回、6月が現任期最後になる見込みです。令和4年の7月から任期が始まっているので。

【橋本会長】 コロナ禍もありましたので、あっという間に任期が過ぎてしまったような感じがしますけれども。おおむね6月ということで御考慮いただければというふうに思います。

【〇〇委員】 総会シーズンになると、できれば早めに言っていただくとありがたいですね。

【越智主査】 承知しました。

【橋本会長】 そうすると、そうですね、年明け2月か3月ぐらいに一遍、スケジュールを御確認するような形でよろしいでしょうか。この時点だと、ちょっと何ともというふうなこともおありかと思えますけれども、大体、6月中旬辺り、中下旬ですかね。

ぎりぎりだと、もう任期がぎりぎりになりますけれども。

【〇〇委員】 僕は、11、19、25とか、もう総会が入っちゃっているから。

【越智主査】 そうなのですね。想定では6月17日の週、24日の週の2週間ぐらいを想定はしております。

【橋本会長】 3か月ぐらい前に出るのですかね。

【越智主査】 年明けにも、また御案内させていただければと思います。

【橋本会長】 それでは、本日用意してまいりました案件は以上でございます。

少し早いですけれども、どうぞ皆さんよいお年を。ありがとうございました。